

議案第74号

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

上記の件について、常総市議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和5年9月14日 提出

提出者 総務委員長 岡野一男

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

新型コロナ禍と物価高騰の影響により中小事業者の経営困難が続く下で、本年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。

インボイス制度は、担税力がないとして、国が自ら定めた免税店制度を反故にして実質的に廃止するもので、500万事業者とも1,000万事業者ともいわれる免税事業者に対する2,480億円（財務省試算）もの新たな消費税の増税です。

免税事業者に、いわゆる「預かり税・益税」がそもそも無いことは裁判の判決でも明らかです。

事業者間の取引慣行を壊し、課税事業者になっても、ならなくても廃業の危機が迫る制度です。

新型コロナ禍や物価高騰を乗り越えて、新しく構築すべき経済・社会において、地域に根ざして活動する中小事業者の存在は不可欠です。

税制で「中小事業者をつぶすな」の願いを込め、地方自治法第99条の規定に基づき「消費税インボイス制度の実施中止」を求める意見書を提出いたします。

令和5年9月25日

常 総 市 議 会

（提出先）衆議院議長，参議院議長